

指定管理者選定委員会における指定候補者の選定調書

(所管課:商工労政課)

1 施設名	甲賀市信楽産業展示館		
2 施設の目的	信楽焼産業の振興と市民の文化の向上を図ることを目的とする。		
3 施設の概要	所在地:甲賀市信楽町勅旨2188番地7 施設構造:鉄筋コンクリート造2階建 一部鉄骨造 延床面積:2,576 m ² 多目的ホール(信楽ホール)、展示室、ロビー		
4 募集方法	非公募		
5 指定期間	令和8年4月1日 から 令和13年3月31日 (5年間)		
6 管理業務内容	(1)「甲賀市信楽産業展示館」の運営に関する業務 (2)「甲賀市信楽産業展示館」の維持管理に関する業務 (3)「甲賀市信楽産業展示館」の経営管理に関する業務		
7 指定管理料 (参考額)	(指定管理料限度額) (年間指定管理料)	129,000,000 円 25,800,000 円	消費税及び地方消費税含む
8 指定候補者 (代表者名) 主たる事務所の 所在地	(団体名・代表者名)公益財団法人滋賀県陶芸の森 理事長 松井利夫 (所在地)甲賀市信楽町勅旨2188番地7 (設立年月日、事業概要) 平成2年4月10日		
9 指定候補者の選定理由	滋賀県立陶芸の森内に位置する施設であり、同一敷地内の県営施設と市営施設の管理運営を同一の者が担うことにより、敷地内的一体的な安全管理や、管理運営の効率化が図れるため、滋賀県立陶芸の森の指定管理者となった者を非公募で選定する。		
10 選定委員 *委員長 (50音順、敬称略)	倉田 幸夫 その他市長が適当と認める者 中嶋 慶喜 学識経験を有する者 *望月 善博 その他市長が適当と認める者 山本 治広 その他市長が適当と認める者 横川 悅子 その他市長が適当と認める者	元行政職員、施設利用者 社会保険労務士 元企業役員 中小企業診断士 元行政職員	
11 選定委員会	第5回 指定管理者選定委員会 開催日 令和8年 1月 21日		
12 選定基準	評価項目	適	不適
	①施設の利用者の公平な利用を確保することができる	○	
	②施設の効用を最大限に発揮させるものである		○
	③施設の適切な維持及び管理が図られるものである		○

	<p>④施設の管理に係る経費の縮減が図られるものである</p> <p>⑤施設の管理を安定して行う人員、資産その他経営の規模及び能力を有する</p>		○
			○
13 選 定 結 果	<p>■ 当該施設の指定候補者として適当である。</p> <p>□ 当該施設の指定候補者として不適である。</p> <p>【特記事項】</p> <p>当該施設は、県営施設と同一敷地内に位置する施設であり、県営施設の管理運営方針に則ることが前提にある。また、管理運営基準書において施設管理の工夫を加えにくい仕様となっている。施設の利用状況や収支状況をみると、経費の節減、住民サービスの向上といった指定管理者制度の本来の趣旨を達成しがたい構造である。</p> <p>本件においては、各評価項目の概要について以下のとおり示す。</p> <p>①これまでの管理運営において大きなトラブルはなく公平な利用の確保が期待できる。</p> <p>②特にホールの利活用において、施設の機能を最大限に発揮できるような工夫が見られない。展示場や附帯するレストラン、物販スペースにおいては指定管理者に運営の権限がなく、裁量が限られている。</p> <p>③警備において、機械警備に加え有人警備を備えることは、当該施設の管理上必須である理由が乏しいにも関わらず、県営施設の管理体制と同等に従っている。</p> <p>④計画には毎年同様の予算額を計上し、収入を増やす又は経費を削減するといった工夫が見られない。市の施設として、適正な管理経費を精査したうえで、経費の縮減が図られるよう早期に事業計画の見直しを行われたい。</p> <p>⑤当該施設管理に必要な規模や能力を有す団体であるが、事業計画からは施設経営を改善しようとする提案や姿勢が見られない。</p> <p>総合評価としては、指定候補者は不適項目に関し、指定管理者制度の目的である住民サービスの向上、管理経費の節減を図る観点からは課題が残るものであるが、この背景には県営施設と一体的に管理するといった特殊性や制約がある。再公募の時間がないことや、利用者への影響を考慮するとともに、今後の事業計画の改善や管理費用の低減を期待して適当とするもの。</p>		

令和8年1月21日

甲賀市指定管理者選定委員会 委員長 望月 善博